

北広島市の食農の推進に関する連携協定書

北広島市(以下「甲」という。)と、株式会社クボタ(以下「乙」という。)は、次のとおり協定 (以下「本協定」という) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、北海道北広島市 F ビレッジ8番地内に所在する北海道ボールパーク F ビレッジ農業施設「KUBOTA AGRI FRONT」(以下「本施設」という) の活用及び地産地消の推進、農業と食をテーマとした普及啓発等を行い、食農の推進を行っていくことを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。各号の具体的内容については別紙に定めるとおりとする。

- (1) 食農の推進に関すること
- (2) 本施設の北広島市内小中学校授業等における施設利用に関すること
- (3) 本施設における生産物の利用に関すること
- (4) その他、甲、乙の協議により定めること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲、乙は定期的に協議を行うものとする。また、本協定に基づいて実施する具体的な事業内容については、お互いの事業領域を尊重し、甲、乙が真摯に協議し、事業ごとに別に定める。

(協定内容の変更)

第3条 甲、乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定期間)

第4条 本協定の期間は、本協定の締結日から起算して1年間とし、期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれかからも更新しない旨の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から開示の際に秘密である旨を明示され開示された情報(以下「秘密情報」という) を善良な管理者の注意義務をもって秘密として保持し、相手方の文書による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏えいしてはならず、また、本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に含まれない。

- (1) 開示を受けた際、既に所有していた情報
- (2) 開示を受けた際、既に公知であった情報

(3) 開示を受けた後に、公知となった情報

(4) 第三者から合法的に取得した情報

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、裁判所又は行政機関から法令に基づき、秘密情報の開示を義務づけられた場合、以下の各号全てを満たすことを条件として当該秘密情報を開示することができるものとする。

- (1) 開示する内容を事前に相手方に通知する。
- (2) 適法に開示を命じられた部分に限り開示する。
- (3) 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面で明らかにする。

3 甲及び乙は、本協定が終了した場合又は相手方から要求があった場合、直ちに、自己の費用で秘密情報(複写・複製を含む) をすべて開示者に返却又は開示者の指示する方法で廃棄もしくは消去するものとする。

4 本条の規定は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月25日

北海道北広島市中央4丁目2番地1

甲 北広島市
北広島市長



大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

乙 株式会社クボタ
代表取締役社長

